

令和5年度

第1回定例農業委員会会議録

令和5年4月20日 開催

令和5年4月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第5号

令和5年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年4月14日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年4月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年4月20日 午後 1時30分

閉会 令和5年4月20日 午後 3時45分 (会期1日)

第1日目(4月20日)

出席委員 17名

		8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 20名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	藤川 清徳、	昭和2	大野 均、	昭和2	片岡 等
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志、	滝宮2	松内 利和、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	楠原 徳大
粉所	山地 康弘、			西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	泉谷 幸一、	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

13番 三好 満 委員、 14番 三好 光春 委員

欠席 1番 中添 文彦 委員、 5番 森 健人 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 4 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 11 議案第 9 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 4 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 1 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

本日は、中添会長が欠席ですので、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。

職務代理

【挨拶】

職務代理

続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。

議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長にお願いするところですが、本日は欠席のため会長職務代理者の谷本で進めさせていただきます。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、1 番 中添文彦 会長、5 番 森健人 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、13 番 三好満 委員、14 番 三好光春 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

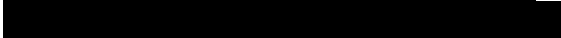
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 6 件です。

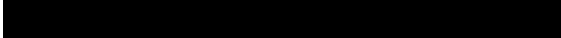
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 2 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、居宅に隣接した申請地を借り受けて耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 2,062 m²あり、全て適切に維持管理されています。なお、貸付地が 3,905 m²ありますが、こちらは居宅から離れた農地を担い手に貸しているものであり、担い手の経営計画があるため解約は行いません。

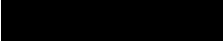
取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、15年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、耕耘機、トラックを各1台と農舎 99 m²を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

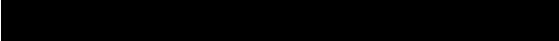
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 4万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、隣接地を借り受けて耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 1,919 m²、借入地が 558 m²で合計 2,477 m²あり、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、花卉を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各1台所有しています。また、花卉の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

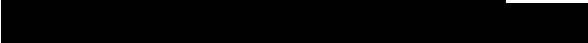
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

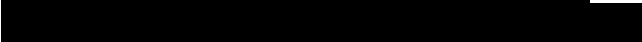
議案第1号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、近隣で耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったもので

す。

譲受人の経営面積は、自作地が 8,916 m²、借入地が 1,269 m²で合計 10,185 m²あり、全て適切に維持管理されています。なお、貸付地が 942 m²ありますが、こちらは令和 5 年 4 月 30 日に期間満了により返還される予定です。

取得後の営農計画としては、水稻と麦の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、52 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各 1 台、農舎 80 m²を所有しています。また、水稻と麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 650m、徒歩で 8 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 30 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、近隣で耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 18,287 m²、借入地が 11,899 m²で合計 30,187 m²あり、全て適切に維持管理されています。なお、無断転用の畑が 1 筆ありましたが、解消見込みであり、この後 4 条申請の案件でご説明いたします。

取得後の営農計画としては、キウイの栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラックを各 1 台所有しています。また、キウイの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、100m、徒歩で 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 600 万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業を廃止し農地の処分を考えていたところ、近隣の
実家の農地を耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至
ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 3,236 m²あり、全て適切に維持管理されています。
取得後の営農計画としては、水稻の栽培を予定しております。

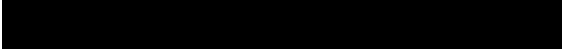
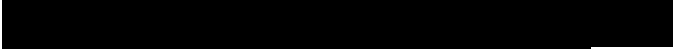

譲受人の農作業暦としては、16年、農作業の従事日数は、150日で、機械は所有しており
ませんが、地元協力者への作業委託により機械作業を行っており、同様に対応する予定です。
また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約8km、車で10分であり、通作可能な圏内に居住している
ものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しな
いことから、許可相当と考えます。

議案第1号-6

地 図： 
権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は耕作不便なため管理がままならず農地の処分を考えて
いたところ、隣接地に居住し、害虫予防等のため申請地の保全管理を考えていた譲受人との
間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 1,716 m²あり、全て適切に維持管理されています。
取得後の営農計画としては、野菜、花卉の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況につ
いては、トラクター、トラックを各1台所有しています。また、野菜、花卉の作付け計画で
あることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、20m、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているも
のと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しな
いことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今月は3件です。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建1棟256.68㎡、納屋平屋建2棟189.02㎡、
倉庫平屋建1棟6.78㎡、カーポート平屋建1棟11.76

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 平成12年頃、駐車スペースや農作業スペースが不足したことから、申請人の父が造成したものです。自宅に隣接しており面積も妥当であり、利便性も良いことから自宅敷地と一体利用するように、申請地を無断で造成し現在まで自宅敷地として利用してきました。

本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手続きを行っておらず、今回、進入路拡幅（農地法第4条案件第2号、第5条案件第1号）を目的とした転用申請を行うため所有地を確認したところ事態が発覚しました。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成12年頃造成

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：自然浸透、隣接水路へ放流
汚水：合併浄化槽にて処理

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： なし

申請者： [REDACTED]

用途： 公的施設用地/道水路・鉄道用地

施設の概要： 農地への進入路

申請事由： 進入路

説明：【理由】 本案件は農地法第5条申請である議案第3号の案件第1号と関連する議案と

なっています。

申請地は、奥に位置する住宅への進入路や南側に位置する農地への進入路として利用されている農道です。この度、奥の住宅への進入路として利用するにあたり、道が狭いために車両の出入りが不便で、また救急車等の緊急車両の通行も難しかったことから、議案第3号の案件第1号の内容のように住宅の持ち主へ所有権を移転し、道路を拡幅することとしました。

しかしながら、拡幅部分全ての所有権を移転し住宅への進入路とした場合、南側の農地所有者が自身の農地への進入路がなくなってしまうため、本申請のとおり拡幅部分の一部を農地所有者が自身の農地への進入路として造成するものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 20万円、建築費 0万円

自己資金 20万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年7月1日～令和5年8月31日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.05m (最大) 切土 なし

コンクリート擁壁 H=0.50m (最大)

【排水】 雨水：自然浸透、隣接水路への直接放流

汚水：なし

【他法令許可】 法定外工事承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-3

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： なし

申請者：

用途： 貸駐車場

施設の概要： カーポート平屋建1棟 15.00㎡、露天駐車場

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 申請地は、平成15年12月頃から貸駐車場として整備し、現在も貸駐車場として供しています。貸付先は、隣接地にて車両の修理・販売を行うであり、当時、事業拡大のため車両置場や車両搬入用通路を必要としていた借主からの借入れ申込があったため、申請地を無断で造成したものです。

本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手続きを行っておらず、今回、農地の売買を行うため所有地を確認したところ事態が発覚しました。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

- 【期間】 平成 15 年頃造成
【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし
【排水】 雨水：敷地内水路を經由し、南西側水路へ放流
汚水：該当なし
【他法令許可】 該当なし
【水利】 [REDACTED]
【隣接同意】 [REDACTED]

以上、3 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 7 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

合計 899.88 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 自宅への進入路

申請事由： 自宅への進入路拡張

説明：【理由】 本案件は先ほど説明した農地法第 4 条申請である議案第 2 号の案件第 2 号と関連する議案となっています。

申請地は、譲受人の住宅に向かう進入路と南側に位置する農地への進入路として利用されている農道ですが、車両が通行するにあたり、道が狭いことから不便を感じていました。また、救急車等の緊急車両の通行も難しいこともあったため、所有権を移転し道路を拡張することで十分な幅員を確保しようとするものです。

【資金】 土地代 30 万円 造成費 60 万円、建築費 0 万円

自己資金 90 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.22m (最大) 切土 なし

境界コンクリート H=0.65m (最大)

【排水】 雨水：自然浸透、隣接水路へ直接放流

汚水：なし

【他法令許可】 法定外工事承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 3 種農地（用途地域 第二種中高層住居専用地域）

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 宅地分譲 14 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、平成 12 年に設立、不動産業を主に営む法人です。市場調査を実施したところ、の申請地周辺で、住宅用地に関する問い合わせが多くあったため、計画しました。申請地は閑静な土地であり、近隣には商業施設が増加し、生活する上で利便性が高い地域であり、住宅の需要が高く見込めることから、土地所有者と売買契約を整え転用申請に及んだものです。

【資金】 土地代 2670 万円 造成費 3730 万円、建築費 0 万円
自己資金 0 万円、借入金 6400 万円

【期間】 許可日から 1 年間

【造成】 盛土 花崗土 H=0.2~0.6m 切土 なし
境界コンクリート H=1.8m（最大）

【排水】 雨水：各戸にて集水後西側水路へ放流。公園は南側水路へ放流
汚水：公共下水道管へ接続

【他法令許可】 町道工事承認、開発協議、一定規模以上の土地の形質の変更届

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-3

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 太陽光パネル 2 棟 (180 枚) 291.60 m²

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 不動産投資事業の一環として太陽光発電事業の展開を計画していた譲受人と、現在休耕中で、今後の管理に苦慮していた譲受人との間で意向が合致したもので、面積、日照時間等の環境も整っていることから、太陽光発電設備の設置に適していると判断し本申請に及んだものです。

【資金】 土地代 80 万円 造成費 50 万円、建築費 720 万円
自己資金 0 万円、借入金 850 万円

【期間】 令和 5 年 6 月 10 日～令和 5 年 12 月 10 日

【造成】 盛土 なし 切土 なし
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 3 号-4 (R4.12 月農振除外)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 無償譲渡

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 駐車場

申請事由： 露天駐車場

説明：【理由】 申請人は、併用地である境内地と本堂を管理する団体の代表者ですが、境内地にスペースがなかったため、隣接地で駐車場及び行事の際の用地を確保したいと考えていました。申請地は境内地に隣接し、同一所有者で団体の構成員である譲渡人が所有していたため、平成 30 年ごろ譲渡人の了解を得て、申請地の一部を造成し、駐車場として使用するようになり、以降、継続的に利用していました。

本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手続きを行っていなかったため、指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考

えています

- 【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし
【期間】 平成 30 年頃造成
【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし
【排水】 雨水：既存排水施設を利用し地先水路へ放流
汚水：なし
【他法令許可】 該当なし
【水利】 [REDACTED]
【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 3 号-5

地図・図面： [REDACTED]
権利設定： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
地 種： 第 2 種農地
併用地： [REDACTED]
合計 2186.54 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 太陽光パネル 39 棟 (720 枚) 1,859.94 m²

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成 28 年に設立。太陽光発電事業を営む法人です。

全国で太陽光発電事業を営んでおり、全国でも香川県の平均日照時間が長く、太陽光発電に適した地域であることから、事業規模拡大の計画しております。綾川町でも施工実績があり、現在、綾川町の他にも、さぬき市と三豊市でも発電施設として稼働中です。

発電出力計画の約 350 kW、太陽光パネル約 720 枚を有効的に設置できる規模の候補地を探していたところ、高齢で農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

- 【資金】 土地代 960 万円 造成費 4,425 万円、建築費 492 万円
自己資金 5,877 万円、借入金 0 万円
【期間】 令和 5 年 6 月 10 日～令和 5 年 12 月 20 日
【造成】 盛土 なし 切土 なし 花崗土による整地のみ
コンクリート擁壁 なし 周囲をフェンス H=1.8m
【排水】 雨水：自然浸透
汚水：発生なし

【他法令許可】 法定外財産払下げ・工事承認

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-6

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 太陽光パネル平屋建 18 棟（516 枚）843.73 m²、引込柱 2 本 0.03 m²
合計 843.76 m²

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 譲渡人は、労働力不足により農作業を行うことが出来ず、申請地は現状が荒地となっており近隣住民にも迷惑をかけている状況にあるため、農地の処分を検討していました。

一方、譲受人は今後の生活の糧となるよう不動産投資事業の一環として太陽光発電事業の展開を計画しており、両者間で意向が合致し、面積、日照時間等の環境も整っていることから、太陽光発電設備の設置を目的として転用申請に及んだものです。

【資金】 土地代 300 万円 造成費 0 万円、建築費 700 万円
自己資金 0 万円、借入金 1,000 万円

【期間】 令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 30 日

【造成】 盛土 なし 切土 なし
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：発生なし

【他法令許可】 法定外公共物使用許可

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-7

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権 設定

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 102.56 m²

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 申請人は借家で夫婦と子ども 1 人の 3 人で居住していますが、子どもが生まれ、家財道具が増えたことで現在の住まいでは手狭になってきたことから、分家住宅を計画したものです。父の所有地で検討したところ、申請地の他に建築が可能な土地がなかったため、選定されました。

なお、本件申請地は先ほど申し上げた通り第 1 種農地となっておりますが、譲渡人の父が資材倉庫を建設するために非農用地協議を行った土地で、農用地区域外の農地となっております。

譲渡人の父が亡くなり、資材倉庫の計画はなくなりましたが、土地の用途は当時の協議内容と変わらず「宅地」のままであり、また、第 1 種農地の許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』という規定にも該当することから許可相当と考えています。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 700 万円、建築費 2,800 万円
自己資金万円、借入金 3,500 万円

【期間】 令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 花崗土による整地のみ
境界コンクリート擁壁

【排水】 雨水：雨水枡を設置し、西側水路へ放流。
污水：合併浄化槽にて処理

【他法令許可】 県道工事承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、7 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条事業計画変更申請について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 4 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

申請者：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 13 棟 688.85 m² 内 11 棟完成

申請事由： 工期延長 当初 R1.11.1～R4.8.31 (3 年間)

変更後 R1.11.1～R6.8.31 (5 年間)

説明：【理由】 申請者は、 に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立。不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理業務を主に営む法人です。

令和元年 10 月 10 日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初 13 棟で計画していましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達が滞り、計画期間内に事業完了できなかったもので、現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)

【排水】 雨水：溜枡を設置し、開発道路内水路を經由し東側水路へ排水
汚水：合併浄化槽を設置 (変更なし)

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号についてです。なお、案件第 4 号に三好光春委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 5 号の案件第 4 号について説明します。

議案第 5 号-4

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、平成4年頃まで耕作していましたが、耕作に不便であり労力も不足したことから平成5年以降耕作をしなくなりました。休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、30年以上経過したことにより、現在は森林の様相を呈しています。

耕作不相当等のやむを得ない事情により20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うことができることあり、隣接農地関係者の同意もあることから、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上審議のほどよろしく願いいたします。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、それでは残りの案件について説明します。

今月は先ほどご審議いただいた案件を除いて、3件です。

議案第5号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、平成6年頃に申請人が相続して以降、耕作に不便であったことから耕作しておらず、休耕中に周囲の山林から雑木が入り込み、20年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

耕作している隣接農地関係者の同意も得ており、非農地証明をしたとしても周辺農

地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 5 号-2

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、昭和 47 年頃まで耕作していたが、農業用水路がなく水を運ばなければならぬことから、だんだんと耕作をしなくなり、現在は周囲の山林から雑木が入り込むことで、森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 5 号-3

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、申請人の父が平成元年ごろまで耕作していましたが、水路が破損や猪の被害の増加により耕作しなくなり、休耕中に周囲の山林から雑木が入り込み、30 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 3 号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第 3 号について、説明します。

P.12 をご覧ください。

議案第 6 号-3

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 73,325 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.5.2～R11.5.1（6年間）

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.11～P.19をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 15件 合計 48,371 m²

内訳

新規契約： 11～16番 6件 23,433 m²

更新契約： 1・2・4～10番 9件 24,938 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.20をご覧ください。件

数は1件、面積は1,661㎡です。

現契約の耕作者が、R5.5.31で解約するため、R5.6.1からR11.5.31まで、XXXXXXXXXXに貸し付けるものです。

なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当たり12,000円です。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号についてです。なお、案件第6号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願ひします。

事務局

はい。議案第8号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第6号について、説明します。P.23をご覧ください。

所在：XXXXXXXXXX

利用権： 賃貸借権

貸付人：XXXXXXXXXX

借受人：XXXXXXXXXX

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 150,699㎡

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当たり5,000円

期間： R5.5.1～R11.4.30 (6年間)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第6号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第6号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.21～P.39 をご覧ください。

契約件数： 36件 合計 107,806 m²
新規契約： 4・5・7～21番 17件 40,442 m²
更新契約： 1～3・22～37番 19件 67,364 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1～3番を [] へ、4・5番を [] へ、7番を [] へ、8番を [] へ、9～20番を [] へ、21番を [] へ、22～37番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第9号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が7件です。

議案第9号-1 (除外)

地図・図面： []

申出区分： 農用地からの除外

申請地： []

併用地： []

合計 996.29 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 農業用事務所・倉庫・トイレ

土地所有者： []

借受人： []

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】	事務所	1棟	14.40 m ²	(移設)	
	倉庫	1棟	180.00 m ²	(新規)	
	納屋	1棟	58.50 m ²	(既存)	
	トイレ	1棟	2.79 m ²	(新規)	合計 255.69 m ²

【資金内訳】 土地代 50 万円、造成費 0 万円、建築費 2,000 万円
合計 2,050 万円 <内訳> 自己資金 0 万円、借入金 2,050 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は認定新規就農者で、実家の敷地内に事務所を構え、アスパラ及び米麦を栽培・販売しておりましたが、令和 4 年 3 月ごろ、農業用機械の保管スペースや従業員駐車場が不足したため、実家に隣接した申請地を造成し使用しておりました。今回、肥料等価格高騰に対応するため、有機 JAS 取得及び有機野菜販売を計画し、必要な施設及び機械導入を検討したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

今後の整備計画としては、既存の機械用の納屋に加え、事務所の移設及び倉庫とトイレを新設し、また経営規模拡大に伴う従業員の増員に対応するため露店駐車スペースも確保することとしております。また、進入路として、宅地の一部を使用するため、併用地としています。

本申請地は父の所有地内で最も縁辺部に位置する農地で、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和 5 年 8 月 【供用開始時期】 令和 5 年 10 月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：ため柵を設置し南側水路に放流
汚水：合併処理浄化槽を設置し南側水路に放流

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び[REDACTED]の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 9 号-2 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

用途廃止： 町道・農道・水路 合計 426.28 m² 総合計 9811.36 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 事務所・臨床検査場・駐車場

土地所有者： [REDACTED]

土地利用者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 事務所・臨床検査場 2階建1棟 2,053.02㎡（新規）

駐車場 184台分（社用車・従業員・来客）

【資金内訳】 土地代 4,500万円、造成費 10,000万円、建築費 65,000万円

合計 79,500万円

<内訳>自己資金 39,500万円、借入金 40,000万円

【変更を必要とする理由】

近年の検査需要の増加、また、臨床検査に対する社会的信頼を高めるため、検査精度の確保・情報管理・ICT活用へ対応する必要がある、既存施設では賄うことができないため、新検査場の設置を検討することとなりました。

必要な施設としては、事務室、各種検査室のほか、会議室、応接室、役員室、また、従業員の更衣室や食堂などで、建築面積約 2,500㎡の2階建て検査場を1棟。さらに、従業員用 150台、社用車 80台、来客用 10台程度の駐車場も必要なため、全体で 9,000㎡の敷地が必要であり、既存検査場から 2km程度で車両の出入りが容易で取排水が可能な適地を探したところ、当候補地が条件に適合したため、本申請に至ったものです。

本申請地は山林及び宅地に囲まれた、集団農地の縁辺部に位置する農地で、既に当該事業者の従業員駐車場として利用している土地もあり、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和5年11月 【供用開始時期】 令和6年10月

【造成】 間知ブロック擁壁 H=3.0m、L型擁壁 H=2.25~1.8m、

重力式擁壁 H=1.0~0.8m、花崗土による盛土

【排水】 雨水：ため桝により集水し、北側河川（本津川）に放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、北側河川（本津川）に放流

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第9号-3（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： -

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

土地所有者： [REDACTED]

土地利用者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1棟 112.50㎡（新規）

【資金内訳】 土地代0万円、造成費300万円、建築費3,700万円

合計4,000万円 <内訳>自己資金4,000万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、夫の実家に夫の両親、夫と子ども3人の計7人で同居しています。家族が増えるとともに、現在の住居では手狭になってきたことから、夫の父が所有する農地に分家住宅を計画し、候補地の中で検討いたしました。

申請地は、町道に隣接し周辺は宅地化が進行しており農地への影響が少ないこと、必要とする面積を確保できること、夫の実家の近隣で、将来夫の親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断し、選定したものです。

本申請地は2辺を宅地に接する集団農地の縁辺部に位置する農地で、利用計画からも適当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和5年8月 【供用開始時期】 令和6年2月

【造成】 コンクリート擁壁 H=0.5~1.3m、花崗土による盛土 H=0.25m

【排水】 雨水：最終柵を設置、東側水路に放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、東側水路に放流

【利用率】 敷地面積 450㎡、建築面積 112.50㎡ 25.00%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第9号-4（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 貸事務所

土地所有者： [REDACTED]

借受人： -

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 事務所 1棟 91.29 m² (既設)
作業場 1棟 52.65 m² (既設) 合計 143.94 m²

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 0万円、建築費 0万円
合計 0万円 <内訳> 自己資金 0万円、借入金 0万円

【変更を必要とする理由】

申請人は申請地南側に居住しており、平成 10 年ごろ、申請地東側に居住する子が自動車整備事業を始めた際、敷地が狭かったため、申請地を造成し事務所を建設しました。5 年ほどで自動車整備事業を廃業したため、その後は貸事務所として同様の自動車整備事業を営む [] に賃貸し、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、本申請地は宅地に二辺を接し、所有地内で最も縁辺部に位置する農地で、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 平成 10 年 4 月 【供用開始時期】 平成 11 年 3 月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：ため柵を設置し東側排水路を通じて町道側溝に放流
汚水：なし

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び [] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 9 号-5 (除外)

地図・図面： []

申出区分： 農用地からの除外

申請地： []

併用地： []

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅

土地所有者： []

借受人： -

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 居宅 平屋建 1 棟 171.47 m² (既設)
プレハブ物置 1 棟 10.46 m² (既設)
農業用倉庫 1 棟 64.86 m² (既設)
コンテナ 1 棟 21.62 m² (既設) 合計 268.41 m²

【資金内訳】 土地代 0 万円、造成費 0 万円、建築費 0 万円
合計 0 万円 <内訳> 自己資金 0 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は申請地南側に居住しており、町道からの車両による進入路は住宅西側の農道を利用しておりました。平成 27 年頃、車庫や物置が必要となったため、申請地を造成し農道からの進入路を整備するとともに、車庫及び物置を建設し、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、本申請地は宅地に二辺を接し、所有地内で最も縁辺部に位置する農地で、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。また、併用地を含む全体面積が 1,000 m² を超過しますが、無断転用に伴う農家住宅の敷地拡張であり、建物敷地として利用可能な面積は 846 m² であることから、転用見込みありと判断しております。

【工事着工時期】 平成 27 年 4 月 【供用開始時期】 平成 27 年 10 月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：ため柵を設置し東側排水路を通じて町道側溝に放流
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 1214.39 m²、建築面積 268.41 m² 22.10%
有効利用面積 846 m²、建築面積 268.41 m² 31.72% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 9 号-6 (除外)

地図・図面： P.65 か-8 農振除外-6

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅

土地所有者： [REDACTED]

借受人： -

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 居宅 2階建1棟 130.81 m² (既設)
納屋 2階建1棟 39.37 m² (既設)
車庫・物置1 1棟 62.10 m² (既設)
車庫・物置2 1棟 39.37 m² (既設) 合計 314.60 m²

【資金内訳】 土地代0万円、造成費0万円、建築費0万円
合計0万円 <内訳>自己資金0万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

申請人の子が専業農業者として、花卉を中心に営農しており、平成15年ごろ事業拡大に伴って、農機具の保管場所や作業用スペースが不足したため、自宅に隣接した申請地を造成するとともに、車庫・物置を2棟建築し、農作業表スペースとして利用するようになり、現在にいたっております。

今回、農地法の手続きを行うにあたり、所有地を確認したところ、無断転用が判明し本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、本申請地は宅地に二辺を接し、所有地内で最も縁辺部に位置する農地で、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。また、農家住宅の敷地拡張であり、自営業で利用している敷地を除く面積は892 m²であることから、転用見込みありと判断しております。

【工事着工時期】 平成15年4月 【供用開始時期】 平成16年3月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：自然流下により北側水路に放流
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 892 m²、建築面積 314.60 m² 35.26% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第9号-7 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 進入路

土地所有者：

譲受人：

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 事務所 平屋建1棟 99.69㎡（既存）

【資金内訳】 土地代2万円、造成費30万円、建築費0万円

合計32万円 <内訳>自己資金32万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、主として一般土木建築工事業を営む法人です。現在、申請地近隣の母親名義の土地を使用貸借し、物置小屋を事務所として使用しておりますが、手狭になってきたため、この度法人が新たに取得した民家を事務所として使用することを計画しました。現況の進入路は狭く、車両での進入が困難であるため、当該申請地を造成し、進入路とすることを計画し、申請に至ったものです。

なお、申請者は併用地南側の住宅も所有しておりますが、こちらは古民家として再生利用する計画があり、事務所として活用することはできません。また、本申請地は周囲を宅地、山林、道路に囲まれた狭小な農地であり、併用地への進入路は本申請地以外には確保できないことから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和5年8月 【供用開始時期】 令和5年10月

【造成】 盛土 なし、切土 H=0.1~0.4m

コンクリート擁壁 なし、法面 なし

【排水】 雨水：既設ため柵を經由し南側水路へ放流

汚水：なし

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及びの連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第9号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は2件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年2月28日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年3月2日

説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第9号議案のうち、第5号議案の案件第4号、第6号議案の案件第3号、及び第8号議案の案件第6号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3時45分

閉会